

## 第1回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会

1 日 時 令和5年9月11日（月） 11時00分～12時30分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 植木委員、佐藤委員、道前委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員

使用者代表委員 西本委員、福島委員

### 【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、片山賃金室長

市村賃金室長補佐 寺地労働基準監督官

4 議 事

- (1) 部会長・部会長代理の選出
- (2) 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会の運営について
- (3) 鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について
- (4) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿
- (2) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程
- (3) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程
- (4) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書（写）
- (5) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）  
（写）
- (6) 鳥取県各種商品小売業最低賃金 適用事業場数・労働者数の経過表
- (7) 年度別最低賃金改正一覧表

- (8) 鳥取県の最低賃金
- (9) 各種商品小売業最低賃金全国設定状況
- (10) 消費者物価指数（全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数、鳥取市時系列リスト、消費者物価指数の推移（鳥取市・全国））
- (11) 毎月勤労統計調査（全国・鳥取県）
- (12) 鳥取県内の雇用情勢（令和5年7月分）
- (13) 最近の雇用失業情勢（令和5年7月）
- (14) 鳥取県の経済動向（鳥取県）（令和5年9月）
- (15) 鳥取県内の経済情勢（財務省中国財務局鳥取財務事務所）（令和5年7月）
- (16) 鳥取県の経済動向（R5.3～R5.9）、鳥取県内の経済情勢（R5.4、R5.7）
- (17) 鳥取県企業経営者見通し調査（鳥取県）（令和5年第3回）

## 6 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から第1回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会を開催します。

本日は、お忙しい中を御出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出欠状況ですが、労働者を代表する松岡委員、使用者を代表する寺尾委員が欠席です。現時点で9名の委員のうち7名の御出席を頂いております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定に基づく定足数は満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告します。

また、本日の専門部会は、傍聴希望の申出はありませんでした。

本日は、第1回目の専門部会になりますので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

なお、各委員の紹介をさせていただきたいのですが、時間の関係もありますので、各委員につきましては、資料ナンバー1、委員名簿にて御確認をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事1の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙すること

とされております。

選挙の方法につきましては、慣例により、委員から推薦を頂き、全ての委員の同意をもって決定することとなっております。本年も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。それでは、部会長及び部会長代理について、御推薦いただけますでしょうか。

○道前委員 では、部会長に佐藤委員を、部会長代理に植木委員を推薦いたします。

○市村賃金室長補佐 部会長に佐藤委員、部会長代理に植木委員を推薦いただきましたが、御異議なければ、御承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。全員の承認を頂きましたので、佐藤委員に部会長を、植木委員に部会長代理をお願いします。

それでは、佐藤部会長、植木部会長代理に御挨拶を頂きます。

○佐藤部会長 部会長に推薦していただきました佐藤です。これから審議が始まりますが御協力いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○植木部会長代理 部会長代理に推薦していただきました植木です。部会長を助けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○市村賃金室長補佐 それでは、佐藤部会長、この後の議事進行について、よろしく願いいたします。

○佐藤部会長 では、次第に従いまして、議事の1番目が今終わりましたので、2番目から始めたいと思います。

議事の2、鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会の運営について、事務局から専門部会及び議事録の公開、議事録の確認について説明をお願いします。

○市村賃金室長補佐 専門部会及び議事録の公開、議事録の確認等につきましては、本審議会と同様に、専門部会は公開し、議事録も個人・団体名などの個人情報に係るものを除き公開の取扱いとし、議事録の確認に関しては部会長及び部会長が指名した委員2名が確認していただくことでよろしいか、御確認をお願いします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ただ今の事務局の説明につきまして、何か御意見、質問等がありますか。

(なし)

○佐藤部会長 では、特にないようですので、本審と同様の取扱いとさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○佐藤部会長 では、本審と同様の取扱いといたします。

議事録の確認につきましては、労働者を代表する委員は北畑委員に、使用者を代表する委員は西本委員にお願いしたいと考えますが、よろしいですか。

○北畑委員 承知しました。

○西本委員 承知しました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、ただ今北畑委員と西本委員に御了解いただきましたので、まず、本日の必要性の審議につきまして、三者で協議をさせていただきたいので、10分程度お時間を頂きたいと思います。

では、会場の準備をお願いします。

10分間、休会します。

[三者協議]

○佐藤部会長 再開します。

では、議事の3です。鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る改正の必要性の審議についてです。

事務局から、本日お配りいただいている各種資料についての説明をお願いします。

○市村賃金室長補佐 資料の御説明させていただく前に、特定最低賃金の改正決定の必要性に係る審議についての留意事項を4点御説明させていただきます。

まず、1点目ですが、鳥取地方最低賃金審議会においては、特定最低賃金の必要性の有無に関しては、各業界の方々を交えて議論を深めていく形が望ましく、事情に合うということから、最低賃金法第25条第1項の規定による専門部会を設置してその中で必要性の審議を行うこととしており、今年も専門部会で審議を行うこととなります。

2点目は、必要性の有無につきましては、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項において、必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み全会一致の議決に至るよう努力するとされており、これまで、鳥取地方最低賃金審議会においては全会一致以外の運用は行われていないということです。要するに、専門部会において、結論が全会一致に至らない場合は、必要性が認められない旨の専門部会報告を本審に出していただき、

本審において必要性の有無を判断し、答申をしていただくこととなります。

3点目は、関係労使の申出に係る労働協約等における賃金の最低額が、当該特定最低賃金を引き上げることができる上限の額となります。

ただ今、上限額の説明を申し上げましたが、4点目として、下限額について申し上げます。最低賃金法第16条において、決定又は改定される特定最低賃金額は、地域別最低賃金額を上回るものでなければならない旨定められております。よって、改正決定の必要性ありの決議に達した場合、本審で専門部会報告を行い、答申・諮問を経て、当該専門部会において金額審議を行うこととなりますが、金額は未定ですが、最低でも、地域別最低賃金の900円を1円以上の引上げを行うという御了解を頂いたということになりますので、御理解いただければと思います。以上が留意点です。

続きまして、お配りしている資料について簡単に御説明申し上げます。

資料ナンバー2として鳥取地方最低賃金審議会運営規程、資料ナンバー3として鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程を提出しています。

資料ナンバー4は、鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書（写）です。御覧のとおり7月21日付けの申出について、7月24日に提出を受け、受理したもので、申出は労働協約ケースです。申出書において、労働協約による最も低い賃金額は、時間額905円と記載されています。この申出を受けまして、資料ナンバー5のとおり、7月31日に、鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会会長に改正決定の必要性の有無について諮問いたしました。諮問の後、資料ナンバー7及び資料ナンバー8のとおり、鳥取県最低賃金額が時間額900円、令和5年10月5日発効で、決定いたしました。以上です。  
○佐藤部会長 ありがとうございます。

ただ今説明していただきましたが、ポイントは、令和5年の鳥取県最低賃金額が900円に改正をされました。そのことによって、この各種商品小売業の最低賃金が改正の必要ありとなった場合は、改正額は901円以上となること。必要なしとなった場合は、地域別最低賃金の900円を鳥取県の各種小売業最低賃金が下回ることになり、地域別最低賃金が適用されるということになります。上限額は905円ということになりますので、必要性ありとなった場合は、901円から905円の間で金額で決定するということになります。

では、ここまでで何か意見、質問等ありますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 では、改正の必要性について、労使双方から意見を述べていただきたいところなのですが、先ほど打合せで、労使双方が協議が必要だということでしたので、分かれて協議をしていただきたいと思います。

どれぐらい時間が必要でしょうか。

○北畑委員 10分程度お願いします。

○佐藤部会長 では、10分休会したいと思います。

事務局は会場の準備をお願いします。

[各側協議]

○佐藤部会長 それでは、再開します。

双方の改正の必要性について、御意見を伺いたいと思います。

では、労働者側からお願いいたします。

○北畑委員 改正の必要性について、まずは、ありということをお願いをしたいと思います。

2017年から、各種商品小売業の特定最低賃金は改正審議が行われなかったのですが、昨今の各種商品小売業の視点から鳥取県の商圈を見てみますと、東部、中部を中心にスーパーの閉店がありました。あと中山間地域に住む生活者の買物の環境確保の維持が今、大変難しい状況になっていることですか、また、コロナウイルス感染症が5類相当に移行して、鳥取経済の個人消費が持ち直しつつある中で、県内外はもちろんのこと、インバウンドのお客様のサービスがととも求められる、また、そういったことも含めてさらなる活性化を目指さなければならないといったところを感じています。

そのための柱であります、当該産業で働く労働者のモチベーションについては欠かすことができません。とりわけ特定最低賃金の役割は大変重要であると認識をしています。そのために、やはり改正の必要性ありとして金額審議をぜひ求めたいといったところです。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、使用者側お願いいたします。

○西本委員 使用者側も改正審議の必要性ありということ考えています。7年ぶりに地域別最低賃金を上回る労働協約による最も低い賃金額が出てきました。しかも、今年は、地域別最低賃金が46円という過去に例のない高い引上げ額になり、かなりのインパクトがあるということ、また、だんだんよくなっていくとは思いますが個人消費が伸び悩んでいるということ等を踏まえて審議していきたいと思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○西本委員 一つ質問です。この各種商品小売業ですが、適用される具体的な事業場について教えてください。

例えば、事業場視察を行ったような地元のスーパーマーケットや、県外の大手のスーパーマーケットなどは、地域別最低賃金が適用されると考えてよろしいでしょうか。

○片山賃金室長 分類上、各種商品小売業の定義として日本標準産業分類の中に決まっているものがあるのですが、それは、衣食住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その性格上、いずれが主たる販売品であるかが判明できないものというのが大きなその産業分類上の定義になります。

そういった中で実際には、衣に係るもの、食に係るもの、住に係るものの割合が何%以上あるかどうかというのを見て分類をしております。そういったところから見ると、先ほど上げられた事業場視察させていただいたような事業所などは、各種商品小売業からは外れてくると考えています。

○西本委員 分かりました。

○河村委員 スーパー系は分類的には食品になるのですか。

○片山賃金室長 はい、事業所によるとは思いますが、飲食料品小売業と考えております。

○河村委員 ホームセンターはどうですか。

○片山賃金室長 ホームセンターも、結局全体の売上げにおいて、衣食住の割合を見たときに、食がかなり低いという形になると外れてしまいます。

○西本委員 だから、衣食住を満遍なく取り扱っているといったら、百貨店とか、大型ショッピングセンターだとか、そういうところが各種商品小売業ということですね。

○河村委員 難しいですね。

○佐藤部会長 では、御意見を頂きましたので、まとめますと、労働者側、使用者側双方とも改正の必要性ありということだと思います。公益も必要性ありでよろしいですかね。

ということですので、では、改正の必要性ありということで全会一致ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。御異論ありませんか。

(異議なし)

○佐藤部会長 では、改正の必要性につきましては、全会一致で必要性ありという結論に達しましたので、事務局で専門部会報告書の作成をお願いします。

では、5分間休会いたします。

〔休 会〕

○佐藤部会長 再開します。それでは、配付していただきましたので、確認の意味で報告書案の読上げをお願いします。

○市村賃金室長補佐 (案)、令和5年9月11日。鳥取地方最低賃金審議会会長佐藤匡殿、鳥取地方最低賃金審議会鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会部会長佐藤匡。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

当専門部会は、令和5年7月31日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県各種商品小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記以下に委員の皆様のお名前を挙げていますが、御覧いただいて御確認いただきまして、読上げを省略させていただきます。

それから、次のページには、審議の経過を記載していますが、こちらも御覧いただきまして御確認いただき、読上げを省略させていただきます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、今読み上げていただいた報告書の内容を部会報告として本審に報告させていただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長 では、報告書(案)から(案)を消したものを本審に報告させていただきたいと思います。

では、次の議題、4番目、その他になりますが、何かありますでしょうか。

○市村賃金室長補佐 今後の日程について説明します。

専門部会報告を頂きましたので、9月13日水曜日17時から開催予定の第542回鳥取地方最低賃金審議会で部会長から専門部会報告を行っていただきます。その後、審議会会長から労働局長宛てに答申を行っていただき、鳥取労働局長から審議会会長宛てに改正決定の諮問が行われましたら、第2回以降の専門部会を開催していただき、金額審議を行っていただくこととなります。

第2回目の開催日程につきまして、10月5日木曜日17時から、第3回目の開催日程につきましては10月11日水曜日17時から、この会議室で開催いたします。なお、開催時刻が17時という遅い時間での設定となり大変御迷惑をおかけしますが、よろしくお願いたします。

そのほか、本日配付した資料のうち、説明を行わなかった資料について、若干説明をさせていただきます。

〔資料説明〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ほかに何か、御質問、御意見等ありますでしょうか。

特になければ、本日の専門部会はこれで終了したいと思いますのですが、よろしいですか。

(なし)

○佐藤部会長 では、閉会します。本日はありがとうございました。